

慈善映畫大會

野田町窮民救護共濟本部ハ町内窮民四百人以上ニ對シ既ニ
第五回迄、白米其ノ他ヲ有志ノ御同情ニヨリ配給致マシタ
ガ年末ニ際シ極度ノ困窮ニ逼レル細民ノ爲メ萬盛館主並ニ
ニ野田町毎夕新聞支局ノ御後援ヲ仰ギ來ル二十五日二十六
日ノ両日晝夜貳回ゴツ新映畫封切慈善興業ヲ行ヒ其ノ利益
ヲ以テ晩歲窮民ヘノ分配トシテ併及ビ白米若干ヲ配給致シ
度ニ付キ何卒多數諸賢ノ御同情ヲ仰ギ其ノ目的ヲ遂行致シ
度是非共奮テ御賛成相願度候也

敬白

昭和三年一月

野田町上花輪六二六

野田町窮民救護共濟本部

御各位様

野田一町民

ばならぬ。

なくなる勘定です。之は實に天下の一大事です。我々町民もこの機に當つてよく／＼考へて見なければならぬ。

もし、そうでないとするに、呉服屋も魚屋も米屋も、労働會の許諾なくしては新しく始める事が出来
なく、又労働組合員を使つて居る店と同じ商賣を始めて悪いといふ理由もありませうまい。夫は全く各人
の自由であり任意であります。

を買ふに何處へ必要の事を託そうと一々夫を労働會に諒解を求めなければならぬといふ理由もない